

I P 通信網サービス契約約款 別冊		(オープンコンピュータ通信網サービス (第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年2月1日現在
～2024年3月31日		2024年4月1日～	

▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))		▲ I P 通信網サービス契約約款 別冊 (オープンコンピュータ通信網サービス (第 2 種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	
目次 (略)		目次 (略)	
第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 料金等 第 1 節 料金等の支払義務 第 89 条～第 96 条 (略) (工事費の支払義務) 第 97 条 共通編第 31 条 (工事費の支払義務) に加えて、I P 通信網契約者 (第 6 種契約者又は第 7 種契約者に限ります。以下本条において同じとします。) は、第 52 条 (回線収容部の変更等) 又は第 69 条 (回線収容部の変更等) に規定する回線収容部の変更等を行ったときは、 <u>I P 通信網契約者は</u> 、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。		第 1 章～第 7 章 (略) 第 8 章 料金等 第 1 節 料金等の支払義務 第 89 条～第 96 条 (略) (工事費の支払義務) 第 97 条 共通編第 31 条 (工事費の支払義務) に加えて、I P 通信網契約者 (第 6 種契約者又は第 7 種契約者に限ります。以下本条において同じとします。) は、第 52 条 (回線収容部の変更等) 又は第 69 条 (回線収容部の変更等) に規定する回線収容部の変更等を行ったときは、料金表第 2 表 (工事に関する費用) に規定する工事費の支払いを要します。 ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。	
2 (略) 第 2 節 (略) 第 9 章～第 10 章 (略)		2 (略) 第 2 節 (略) 第 9 章～第 10 章 (略)	
別記 (略)		別記 (略)	
料金表		料金表	
通則 (略)		通則 (略)	
第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)		第 1 表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)	
第 1 ～第 2 (略)		第 1 ～第 2 (略)	
第 3 手続きに関する料金		第 3 手続きに関する料金	
1 適用		1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1) 手続きに関	手続きに関する料金は、次のとおりとします。	(1) 手続きに関	手続きに関する料金は、次のとおりとします。

I P通信網サービス契約約款 別冊		(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます))	【現改比較表】 2024年2月1日現在
～2024年3月31日		2024年4月1日～	

する料金の適用	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	(略)
	事務手数料	(略)
	事業者変更手数料	(略)

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	(略)	(略)
事務手数料	(略)	(略)
事業者変更手数料	(略)	(略)

第2表～第3表 (略)

する料金の適用	種 別	内 容
	譲渡承認手数料	(略)
	事務手数料	(略)
	事業者変更手数料	(略)
(2) 手続きに関する料金の減額適用	工事キャンセル手数料	工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、I P通信網契約者から工事日の変更の請求(変更後の日程が未定の場合を含みます。)又はその工事の請求の取消し若しくはI P通信網契約の解除の請求があったときに支払いを要する料金
	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して、その手続きに関する料金を減額して適用することがあります。	

2 料金額

料 金 種 別		単 位	料 金 額
譲渡承認手数料		(略)	(略)
事務手数料		(略)	(略)
事業者変更手数料		(略)	(略)
工事キャンセル手数料	I P通信網サービスの提供の開始に係る工事	1の請求ごとに	3,000円 (3,300円)
	上記以外の工事	1の請求ごとに	2,000円 (2,200円)

第2表～第3表 (略)